

不良債権額と不良債権比率の推移

金融再生法に基づき開示すべき債権は、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

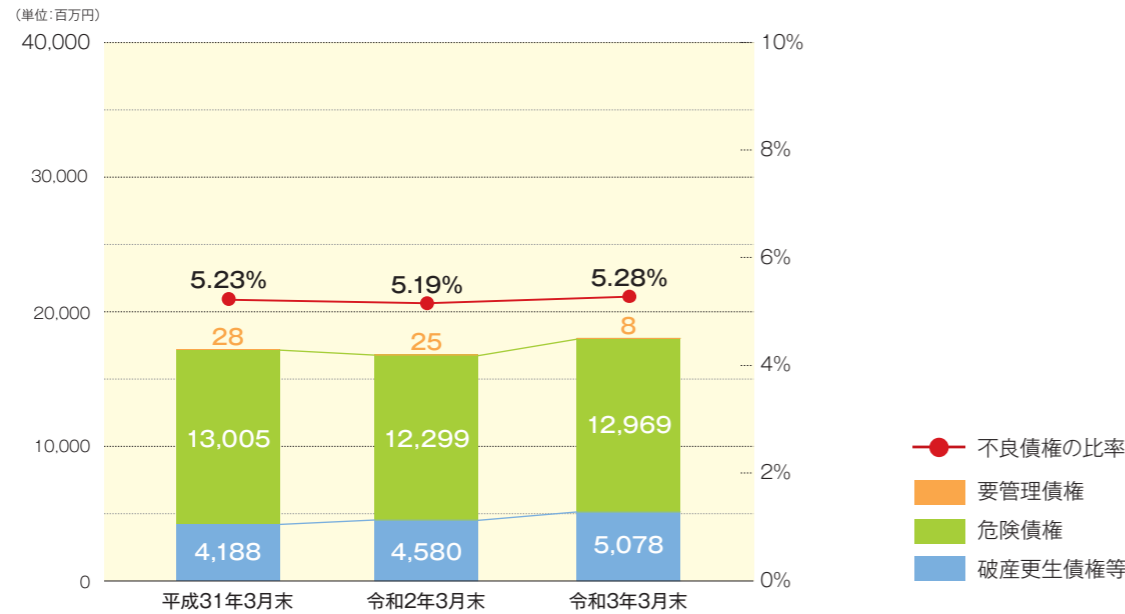
金融再生法に基づく不良債権とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破綻先、実質破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先の債権)、要管理債権(要注意先のうち、元本又は利息の支払が3か月以上延滞している債権、または貸出条件緩和債権)の合計債権額です。

不良債権比率は、不良債権額を金融再生法に基づき開示すべき債権の額で除した割合です。

不良債権と言いましても、すべてがロスに繋がるものではありませんが、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対しては、毀損見込額全額を個別貸倒引当金として計上し、危険債権、要管理債権に対しては、当金庫の過去の毀損実績にて貸倒実績率を算出し所要の個別・一般貸倒引当金を計上しています。

また、正常債権に対しても同様に、貸倒実績率により一般貸倒引当金を計上しています。

これら貸倒引当金を計上しているほかに、純資産額は344億円に上っており、健全性については問題ありません。



金融再生法開示債権と引当・保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権とは、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

区分	開示額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	令和2年3月末	16,906	15,716	12,944	92.96	69.95
	令和3年3月末	18,056	16,876	14,089	93.46	70.25
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年3月末	4,580	4,580	3,957	100.00	100.00
	令和3年3月末	5,078	5,078	4,486	100.00	100.00
危険債権	令和2年3月末	12,299	11,129	8,983	90.49	64.72
	令和3年3月末	12,969	11,797	9,603	90.96	65.18
要管理債権	令和2年3月末	25	5	3	21.05	7.05
	令和3年3月末	8	0	0	3.83	3.83
正常債権	令和2年3月末	308,756	—	—	—	—
	令和3年3月末	323,642	—	—	—	—
合計	令和2年3月末	325,662	—	—	—	—
	令和3年3月末	341,699	—	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、更生手続開始、再生手続開始、破産手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。
 3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金のことです。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当しない債権のことです。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 6. 「保全額」は担保・保証等による回収見込額と貸倒引当金の合計額です。

リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権(貸出金)の金額です。

区分	開示額 (a)	担保・保証等による回収見込額 (b)	貸倒引当金 (c)	保全率 (%) (b+c)/(a)	引当率 (%) (c)/(a-b)	
破綻先債権	令和2年3月末	568	528	39	100.00	100.00
	令和3年3月末	816	762	53	100.00	100.00
延滞債権	令和2年3月末	16,273	12,402	2,701	92.82	69.81
	令和3年3月末	17,196	13,311	2,711	93.18	69.82
3か月以上延滞債権	令和2年3月末	—	—	—	—	—
	令和3年3月末	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年3月末	25	3	1	21.05	7.05
	令和3年3月末	8	0	0	3.83	3.83
合計	令和2年3月末	16,867	12,935	2,743	92.95	69.76
	令和3年3月末	18,021	14,074	2,766	93.45	70.09

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金のことです。
 ①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
 2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金のことです。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別・一般貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 6. 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しております。
 8. 保全率はリスク管理債権ごとの開示額に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
 保全率=(担保・保証等による回収見込額+貸倒引当金)÷開示額
 9. 引当率はリスク管理債権ごとの無担保額に対し、貸倒引当金を引当てている割合です。
 引当率=貸倒引当金÷(開示額-担保・保証等による回収見込額)

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	514	578	—	514
	令和2年度	578	519	—	578
個別貸倒引当金	令和元年度	3,060	2,839	53	3,006
	令和2年度	2,839	2,838	155	2,684
合計	令和元年度	3,574	3,417	53	3,521
	令和2年度	3,417	3,357	155	3,262

貸出金償却の額

貸出金償却額

令和元年度	153
令和2年度	75

